

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

那須烏山市農業委員会会長 様

譲渡人 (賃貸人) 那 須 太 郎 印

譲受人 (賃貸人) 烏 山 一 郎 印

下記のとおり転用のため農地 (採草放牧地) の権利を (設定・移転) したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

1 当事者の氏名、住所及び職業											
フリガナ (カタカナ)	ナス タロウ						職業	農業			
譲渡人 (賃貸人)	那 須 太 郎										
住 所	那須烏山市大金 240 番地					電話	(●●) ▲▲▲▲				
フリガナ (カタカナ)	カラスヤマ イチロウ						職業	会社員			
譲受人 (賃貸人)	烏 山 一 郎										
住 所	那須烏山市中央 1 丁目 1 番 1 号					電話	(●●) ××××				
2 許可を受けようとする土地の所在等			市町名	那須烏山市			土地コード	利用状況	10a 当たり普通収 穫高	譲渡人氏名	区域の別 (該当に○)
大字又は町名	地 番	地 目		面 積				一毛作	420kg	那須太郎 八溝二郎	市街化区域 調整区域 その他の区域
		登記簿	現 況	(㎡)		未満					
●●●	■●●番	田	田	5	0	0					○
以下	余 白										市街化区域 調整区域 その他の区域
総 計 (転用面積全体計)	田	500 ㎡		畑	㎡		総合計	500 ㎡			
3 転用目的											
一般住宅											
4 権利を設定・移転しようとする契約の内容											
権利の種類		権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期		権利の存続期間		その他			
所有権		売買による所有権移転		許可の日		許可の日から永久					

土地コード 換地前…A、換地後…B、通常空白

(記載要領)

- 1 氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) を自署する場合は、押印を省略することができます。
- 2 法人である場合は、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載してください。
- 3 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作、一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑、その他の別を記載してください。

申請年月日

令和●●年▲▲月××日

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

那須烏山市農業委員会会長 様

譲渡人
(貸借人)

那 須 太 郎

印

譲受人
(貸借人)

烏 山 一 郎

印

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を（設定・移転）したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

1 当事者の氏名、住所及び職業														
フリガナ (カタカナ)	ナス タロウ						職業	農業						
譲渡人 (貸借人)	那 須 太 郎													
住 所	那須烏山市大金 240 番地					電話	(●●) ▲▲▲▲							
フリガナ (カタカナ)	カラスヤマ イチロウ						職業	会社員						
譲受人 (貸借人)	烏 山 一 郎													
住 所	那須烏山市中央 1 丁目 1 番 1 号					電話	(●●) ××××							
2 許可を受けようとする土地の所在等			市町名	那須烏山市			土地 コード	利用 状況	10a 当 たり普 通 収 穫高	譲渡人氏名 耕作者氏名	区域の別 (該当に○)			
大字又は町名	地 番	地 目		面 積				一 毛 作	420kg	那須太郎 八溝二郎	市街化区域 調整区域 その他の区域			
		登記簿	現 況	(㎡)		未 満								
●●●	■ ■ ■ 番	田	田	5	0	0					○			
以下	余 白										市街化区域 調整区域 その他の区域			
総 計 (転用面積全体計)	田	500 ㎡ 畑		㎡			総合計	500 ㎡						
3 転用目的										一般住宅				
4 権利を設定・移転しようとする契約の内容										権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	その他
										所有権	売買による所有権移転	許可の日	許可の日から永久	

那烏農委指令 第5一 号

この申請については、農地法第5条第1項の規定に基づき次の条件を付して許可します。

- 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告し、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を報告すること。
- 申請書に記載された工事の完了の日（令和 年 月 日）までに農地に復元すること。

令和 年 月 日

(処分権者)

(注意事項)

申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復等の措置を講ずべきことを命ずることがあります。

(教 示)